

## 消防職員の懲戒処分について

標記の件について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 【処分事案】

- 1 被処分者** 柏羽藤消防署 係長 消防司令補 50代 男性
- 2 処分内容** 戒告  
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)
- 3 処分日** 令和8年3月31日
- 4 事案概要**  
令和7年9月27日(土)の訓練中に、部下の職員に対する指導の中で、パワー・ハラスメントに該当する行為を行ったもの。
- 5 管理監督責任について**  
部長級1名 【口頭注意】  
課長級1名 【口頭注意】
- 6 消防局長のコメント**  
当消防局の不祥事により、住民の皆様の信頼を大きく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。  
職員に対しては、本件事案を組織全体の問題として強く自覚するよう徹底するとともに、コンプライアンス(法令遵守)研修などの職員教育を一層強化し、不祥事を発生させないための取り組みを推進することで再発防止に努めてまいります。

### 【問い合わせ】

大阪南消防局 総務部人事企画課 向井・藺田  
電話 072-958-9926